

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八条の六まで（現行のとおり） （検証機関の登録の申請）</p> <p>第八条の七（現行のとおり）</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所〔当該法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者及び役員の氏名並びに主たる事務所の所在地〕</p> <p>六（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第八条の八（現行のとおり） （検証機関の登録の拒否）</p> <p>第八条の九（現行のとおり）</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>六及び七（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第八条の十から第六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第六まで（現行のとおり）</p> <p>別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 騒音</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第八条の六まで（略） （検証機関の登録の申請）</p> <p>第八条の七（略）</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>五 未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第八条の八（略） （検証機関の登録の拒否）</p> <p>第八条の九（略）</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>五 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>六及び七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第八条の十から第六十五条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第六まで（略）</p> <p>別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>五 騒音</p>
--	---

区域の区分	種別	時間の区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量(単位デシベル)
第一種区域	該当地域	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第二種区域から第四種区域まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
備考	<p>一 騒音規制法第二十条第一項の規定により指定された地域内の工場又は指定作業場のうち同法第二十一条第一項の規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第八十一条第二項 第八十二条第一項において準用する場合を含む。において適用する場合を除き、適用しない。</p>		

区域の区分	種別	時間の区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ(単位デシベル)
(現行のとおり)	該当地域	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
備考	<p>一 から二まで (現行のとおり)</p>		
六 振動			
備考	<p>一 騒音規制法第二十条第一項の規定により指定された地域内の工場又は指定作業場のうち同法第二十一条第一項の規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第八十一条第二項 第八十二条第一項において準用する場合を含む。において適用する場合を除き、適用しない。</p>		

区域の区分	種別	時間の区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量(単位デシベル)
第一種区域	該当地域	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第二種区域から第四種区域まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
備考	<p>一 騒音規制法第二十条第一項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第二十一条第一項の規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第八十一条第二項 第八十二条第一項において準用する場合を含む。において適用する場合を除き、適用しない。</p>		

区域の区分	種別	時間の区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ(単位デシベル)
(略)	該当地域	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考	<p>一 から二まで (略)</p>		
六 振動			
備考	<p>一 騒音規制法第二十条第一項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第二十一条第一項の規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第八十一条第二項 第八十二条第一項において準用する場合を含む。において適用する場合を除き、適用しない。</p>		

八十二条第一項において準用する場台を含む。において適用する場台を除き、適用しない。
三 略

備考

一から三まで (現行のとおり)

七 悪臭

区域の区分	種別	悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の排出口における悪臭の許容限度
	該当地域	
現行のとおり	現行のとおり	悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の排出口における悪臭の許容限度
	現行のとおり	排出口の実高さが十五メートル未満の施設
	現行のとおり	排出口の実高さが十五メートル以上の施設
	現行のとおり	排出口の実高さが十五メートル以上の施設
	現行のとおり	排出口の実高さが十五メートル以上の施設
	現行のとおり	排出口の実高さが十五メートル以上の施設

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第二条の規定により指定された地域内の工場又は指定作業場に対する規制基準は、第八十二条第二項(第八十二条第一項において準用する場台を含む)及び第九十一条において適用する場台を除き、適用しない。

備考

三項(第八十二条第一項において準用する場台を含む)において適用する場台を除き、適用しない。
三 略

備考

一から三まで (略)

七 悪臭

区域の区分	種別	悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の排出口における悪臭の許容限度
	該当地域	
略	略	悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の排出口における悪臭の許容限度
	略	排出口の実高さが十五メートル未満の施設
	略	排出口の実高さが十五メートル以上の施設
	略	排出口の実高さが十五メートル以上の施設
	略	排出口の実高さが十五メートル以上の施設
	略	排出口の実高さが十五メートル以上の施設

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第二条の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場に対する規制基準は、第八十二条第二項(第八十二条第一項において準用する場台を含む)及び第九十一条において適用する場台を除き、適用しない。

備考

一から六まで (現行のとおり)
別表第八から別表第十三まで (現行のとおり)

一から六まで (略)
別表第八から別表第十三まで (略)